

岩手県教育委員会教育長告示第5号

岩手県教育委員会が所管する出資法人の情報公開に関する要綱（平成11年岩手県教育委員会教育長告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月28日

岩手県教育委員会

教育長 高橋嘉行

改正前	改正後
<p>(文書等の開示義務)</p> <p>第6 実施団体は、開示申出があったときは、開示申出に係る文書等に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書等を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(文書等の開示義務)</p> <p>第6 実施団体は、開示申出があったときは、開示申出に係る文書等に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書等を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 <u>（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第7第2項において同じ。）</u>により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(3)～(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	